第十九条の二の次に次の一条を加える。

（産前産後休業を終了した際の報酬月額変更の届出）

第十九条の二の二　法第二十三条の三第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）に該当する被保険者又は七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、速やかに、第十条の二第一項に規定する申出書に次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十六条の三の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　被保険者にあつては、被保険者の種別

二　標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額の変更年月

三　変更前の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額

四　産前産後休業を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の報酬の額及び当該各月における報酬支払の基礎となつた日数

五　事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

2　法第二十四条の二（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる船員保険法第十九条の二第一項に該当する船員被保険者又は船員たる七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、十日以内に、第十条の二第二項に規定する申出書に次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者であることにより、船員保険法施行規則第十条の二の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　被保険者にあつては、被保険者の区別

二　標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額の変更年月

三　変更前の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額

四　報酬月額

五　船舶所有者の氏名及び住所

第十九条の四の次に次の一条を加える。

第十九条の四の二　法第二十四条の二（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる船員保険法第十九条の二第二項に該当する船員被保険者又は船員たる七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険法施行規則第十条の二の二の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　被保険者又は七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日

二　基礎年金番号

三　被保険者にあつては、被保険者の区別

四　標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額の変更年月

五　変更前の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額

六　報酬月額

七　船舶所有者の氏名及び住所

第十九条の六第一項中「第十条の二第一項」を「第十条の二の二第一項」に改め、同条第二項中「第十条の二第三項」を「第十条の二の二第三項」に改める。

第二十五条の二第一項第六号中「休業等終了予定日」を「育児休業等終了予定日」に改め、同条第二項中「政府の管掌する」を削り、同条第三項中「休業等終了予定日」を「育児休業等終了予定日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該被保険者が育児休業等終了予定日の前日までに法第八十一条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。

第二十五条の二の次に次の一条を加える。

（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）

第二十五条の二の二　法第八十一条の二の二の規定による申出は、次の各号（船員被保険者にあつては、第六号を除く。第三項において同じ。）に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。

一　申出に係る被保険者の氏名及び生年月日

二　申出に係る被保険者の基礎年金番号

三　事業所の名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所

四　産前産後休業を開始した年月日

五　産前産後休業に係る子の出産予定年月日

六　多胎妊娠の場合にあつては、その旨

七　申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあつては、当該子の氏名及び生年月日

八　産前産後休業を終了する年月日（以下「産前産後休業終了予定日」という。）

2　前項の規定による申出をしようとする事業主に使用される被保険者が、同時に協会の管掌する健康保険又は船員保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第百三十五条の二第一項又は船員保険法施行規則第百六十一条の二第一項の規定による申出をするときは、これに併記して行うものとする。

3　法第八十一条の二の二の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業主は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該被保険者が産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、速やかに、これを機構に届け出なければならない。

4　第二項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、第二項中「第百三十五条の二第一項」とあるのは「第百三十五条の二第二項」と、「第百六十一条の二第一項」とあるのは「第百六十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

第三十五条第三項中「厚生労働大臣が」を削る。

第三十五条の二の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により届書の提出を求めた場合において、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

第三十六条中「第三十五条の二第一項に規定する届書」を「第三十五条の二の書類等」に、「又は前条の書類等」を「、前条の書類等又は第四十条の二第三項に規定する書類」に改める。

第四十条の次に次の一条を加える。

（所在不明の届出等）

第四十条の二　老齢厚生年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係

二　受給権者と同一世帯である旨

三　受給権者の氏名及び生年月日

四　受給権者の基礎年金番号

五　受給権者の所在不明となつた年月日

六　老齢厚生年金の年金証書の年金コード

2　前項の届書には、受給権者の老齢厚生年金の年金証書（老齢厚生年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）を添えなければならない。